

三牲、魚菜、菓物等數十種を備へ、燭を點し、各人順次に拈香禮拜し、畢りて諸官吏は歸館す。それより群集の老若男女、思ひ／＼に拈香禮拜す、之れを祀孤と云ふ、蓋し陰間の孤魂の爲に祭るの意なり。祭畢りて其日の申の刻に廟に還坐せしむ、此他廟に於ての祭祀は前に記せる地方長官到任齋宿と毎月朔望及び中秋、冬至に於てす。中秋冬至には三牲供物を備へ、朔望には三牲を備へず、此祭には官人參詣せず、廟祝其祭を掌り行ふ。官に於てする祭祀は清明、七月、十月の三度なり。右の祭祀料及び廟祝の俸米等其他の諸入費は皆地方費に出づ。城隍神の像は木にて刻み、首領手足の運動するやうに作り。府州縣の官銜品級に隨て、衣冠を刷ひ置く、中には泥塑の像もあり。

土地宮 又土地の鎮守として祭る、土地宮、福德神と稱するあり。如何ある鄉村と雖も、其の祠廟あらざるは無し。大家は自宅地の内に此祠を造營して、正神を安置す、猶我國の稻荷社の如し、廟宇結構の大小精粗は等しからず。三月二日を聖誕生日として、各所に於て其の祭祀を行ふこと、亦我國に於ける初午の祭に異ならず。式は廟に三牲及び其他の供

物を奉り、香燭を點し、祠官、奠酒禮拜して祭る。參詣の男女群集す、朝廷及び地方官一切之れに與かる事なし。祠官の俸米は鄉村に於て之れを辨ト、祭祀、香燭等の諸費ハ信者又ハ鄉村の喜捨するものに係はる。

天后廟 天后聖母と稱する神あり、海上の守護神と稱す。此神は宋朝、建隆元年三月二十三日、福建の興化府湄州に生る。父は林氏、宋朝に仕へて刺史の官に至り、致仕して後ち天后生る。后幼少より智能人に超へ、賢徳と以て稱せらる、十六歳の時、道士より道を授かり、修行して二十八歳の九月、重陽の日に神と化し、湄州の高山より昇天すといひ傳へ、世々神靈の感應顯著にして、信仰祈誓する所の事、靈驗あらざるなしとて、代々帝王の祈願所なり。康熙二十三年に天后と封贈し、春秋祭祀の勅あり。湄州は聖誕の地なるを以て、廟の輪奐宏壯あり、京師は勿論、諸省府州縣ともに此廟あらざる所なし。廟門の前には必ず下馬牌を建つ。祭禮には大牢、其他數十種の供物を備へ、玉帛を捧げ、香燭を點す、皆其地の官員之れを承はり、執事、人員を派して諸事を司らしむ。湄州の廟には禮部官一名承祭官として勅命、祭文、香帛を奉トて欽差せしめら

る。京師の廟にも同トク承祭官を派して、祭祀を奉行せしめられ、皇帝陛下にも参拜せらる。諸省府州縣の廟へは、其の地方長官始め諸官一同参拜す、官人の禮拜畢て参詣の老若男女禮拜す。祭日は三月二十三日と聖誕日と春秋二季とす、春季は二月、秋季は八月、何れも上癸の日を用ふ。承祭官等参拜の次第は、其の前日より諸執事、人員、齋戒して、當日早晨に沐浴し、吉服して廟に至るを廟祝進んで燭を點下、香を拈す、地方長官其餘の諸官、執事列班す、贊禮官は其の左右に立ち、三跪九叩首起坐の式を唱ふ、諸官禮を行ひ、祝官祭文を朗讀し、畢て焚化す、諸官順次禮拜して退く。此時嚴に保甲へ命トて、諸人の争鬪、喧嘩及び無禮の事を警禁せしむ。又此日土地の富豪は金を釀し、奉納として廟門外に舞臺を架設し、種々の遊戯を演せしむ、見物四集雜沓して晝夜開動す。其の祭祀料及び廟祝の俸米等其地の人民之れを負擔す。武廟 關帝は武運の守護神として、感應靈驗、著るしとて、武官は勿論、官民どもに尊信すること他の諸神に超え、諸省府州縣到る所、其の廟を見ざるなし、之れを武廟と稱し、郷村の小民も之れを信仰す。雍正年中

に臺灣の賊徒、蜂起せしに際り、武廟の神靈に依りて、速に鎮定せしといふを以て、朝廷より靈佑大帝と加封し、春秋大祭を執行する旨を勅せらる。廟門外には下馬牌を立て、祭るに必ず大牢を以てす。祭日の五月十三日歸天の日を定祭日とし、春秋二季即ち二月、八月の上戊の日とす、官祭畢て衆庶の参詣を許す。但し戯曲を獻することを禁ず、祭式等一切天后廟と同ト。靈籤 天后廟及び武廟どもに靈籤といふものあり。木又竹片を以て札を作る、凡そ百枚、一番より百番までの號を記し、箱の内に收む、信者之れを振出し、其の番號を認め、別に籤訣牌と稱し、吉凶禍福の意を示したる神託を詩句に綴り、版行したるものあり、其數亦一番より百番に至る。先に得たる靈籤の番號に照して、此の籤訣牌を請ひ受け、其の神託の詩句に依て、占ふ所の事故の吉凶等を判すること、我國の神社佛閣に行ふ所の靈籤と異なることなし。著者今春上海に在り、一日知友と城内を漫步し、城隍廟に詣す。戯れに銅錢數個を投トて、靈籤を抽けば其の籤訣牌(黄色の紙片)に曰はく。

靈佑護海公第四十七籤

中平

潤物無聲亦有功

祇緣積日損春紅

蒼天不爛金烏足

頃刻雲開見碧空

斷曰撥雲見日

浙江邵門趙氏敬刊

孔廟は京師並に諸省、府、州、縣ともにあらざる所あり。廟門には必ず下馬牌を建つ、二月、八月上丁の日に釋奠の祭祀あり。京師の廟は欽差を命じて祀り、天子參拜あらせらる。地方の廟は地方官奉行して祀る。參拜には天子の外は其地の長官と雖も、丹墀の上に登ることを許さず、皆丹墀の下にて伏拜す。簋、豆を列ね、大牢、黼黻の供物を捧ぐ。初獻、亞獻、終獻等の儀は祭主先生並に諸秀才の輩之れを勤め、三跪九叩首の禮を行ふ。庶人は妄りに拜すること能はず、故に其の式の詳細を窺ふこと能はず。

○寺院及び僧侶

支那の宗教は禪宗、律宗、天台宗並に道家にして、律宗、天台宗は至て少く、寺院に官より領地等を宛て行ふことあり。古今の智識名僧あり、て官府格別に之れを信仰せし時、永遠香華の料として、特に田園を寄附することあり。但だ大伽藍の其山に附屬する山林、田園等あり、又檀越の官人、富家、豪族等より喜捨する金銀、並に寄附する田園等を以て、一山衆多の僧徒衣食するに餘りあり。以下記する所の、其の宗旨に依て多少の異なる所ありと雖も、先づ支那に最も多き禪宗に就て其の大要を擧ぐ、餘の推して知るべきあり。寺院の境界に、必ず石にて造りたる榜示を建て『自是西東某寺境界』といふが如く、記して其の境界の方位を示す。本山、末寺等の制あり。大寺にして其の在る所の地名を取て山號と爲すものを本寺とす、假令ば普陀山觀音寺の本寺にして、其の山中に在る所の寺を都て末寺とす。一山の庶務は其の本寺に於て之れを處理す。大寺の住持の外に首座、都寺、監寺、典座、知客、副寺といふ重立たる役僧あり。但だ老衰疾病等にて事を執ること能はず、又ハ雜務を厭ふ時の、銀子を納れて其の勤務を免

かれ、座禪三昧に身を委ぬることを得るなり。而して、右の役僧等の、寺法に依て設けたるものなれば、寺内限りの職制にして、住持之れを退す。

寺院及び僧侶に就ては、官府より授かる格式、品級等あることあり。又紫衣、緋衣、並に袈裟等に依て、其位を別つことなし。轎車に制なく、隨員に式なし、疾病若くは老衰にあらざるよりは、轎車に乗らず、徒歩するを常とす。必要ありして隨員、童僕を具せず、携ふる所のものは如意、拂子、禪杖、鉄鉢に限る。

寺院の構造は大門、中門、天王殿、本堂、禪室、開山堂、鐘樓、鼓樓、齋堂、浴室、方丈、客殿、役寮、厨下とす。但し是れは輪奐の具足完全せるものにて、各寺院とも必ず此の構造に依るにあらず。而して、右の諸建物は必ず別楹に造營す、唯だ役寮、齋室、浴室の如きは一楹内に設けて、相區畫するもあり。建坪の大小廣狹に制限あることなし。大門外には必ず『不許葷酒入山門』と刻みたる石牌を建て、門上に『何々禪寺』と記せる額を掲ぐ。本堂には『大雄宗殿』と記せる額を掲ぐ、其外の聯

額等を掲ぐるは隨意あり。勅額給賜の寺は、中門又は本堂の内に之れを掲ぐ。大門の左右には金剛の像を、中門の左右内外に四天王の像を、其の樓上前面に彌勒菩薩、同背面に韋馱天尊を、安置す。本堂の本尊は釋迦牟尼佛にして、其の兩側に羅漢を安置す。

龍牌 本尊の前に『皇帝萬歲萬々歲』と大書せる牌を奉祀す、之れを龍牌と稱す、此の龍牌は各寺奉祀するを以て定法とす、但し其筋へ届けて免許を受くる等の事あることなし、各寺隨意に之れを祀るあり。地方の官人は年首に先づ寺院へ參詣して、此龍牌を拜し、以て朝廷へ新年拜賀の意を表す。

管理 全國の寺院を管轄するは中央政府の禮部にして、寺院への布達、訓令等の其の所在の縣廳の手を経て寺院へ達す。僧侶の諸願届又は破戒不如法の僧徒の糺彈等の事は縣廳へ申出で、知縣之れを處理す。但し僧徒の違犯重きものは、上司へ上申し、禮部へ伺ひの上、之れを處理す。雖も、多くは一山限り、寺法に依て處理す。破戒の僧に脱衣の掟ある由なれども詳かならず。

●度牒 ● は寺院の住持より出願する時は、縣廳之れを下附す、繰て五枚、十枚づゝ願ひ受け置き、剃髮の僧あるに臨み、師僧之れを住持より請ひ受けて入記す。度牒に定數なく、又剃度の人員に制限あり。僧死する時は其の度牒を本寺へ返納す、本寺の之れを官廳へ返納する事なく、留め置きて、又剃度の僧ある時、其の名前を切かへて渡し、再三其用に供す。度牒の式は、官府と僧家とのみにて取扱ふものにて、之れを見ることを得ざるを以て知ること能はず。

●僧家の田地 ● の農民をして、小作せしむ、菜園は人夫を雇ひて播種す。僧侶自身に耕作せず。

●禁 ● 寺内にて、新法邪教を談ずることを禁ず、又寺内に兵器等を貯ふることを禁ず。

●寺院の數 ● は官の記録に存するもの、外、猥りお建立するを許さず。故ありて寺院を創建せんと欲する者は、其地の地方官に出願し、許可を得るなり。

●僧侶の服裝 ● は前にも記す如く、官府の制規ありしと雖も、禪宗に於ては

自から之れが制規を設く。袈裟は錦、縮緬、紗綾の類を以て製し、法衣には緞子、縮緬等を用ふ、住持は法衣に黄色を用ひ、長老以上は他の色を用ふることを隨意にして、平僧は皆素衣あり。服に絹織物を用ふるは嚴禁にして、大寺の住持たりとも、皆綿織物に限り、其制は袖短き明朝の服に似たり。帽子を被むるは法式に非らず、故に表立ちたる所に於ては、被むる者あり、靴は僧鞋として別に製式あり。

●出家 ● 在家の子を僧と爲すこと勝手あり、士大夫より庶人に至るまで、父母の大病に方り、其の平癒を祈誓する爲め、又は其の子たる者が自ら好むで出家することあり、又早く雙親に別れ、其の冥福を祈らんが爲め、又は家貧にして子多きか、或は子供短命にして、生育せざる等の爲め、僧と爲すことあり。然れども嫡子を僧と爲すを許さず。其子を僧と爲すには、先づ縁故に依りて某寺の住持に頼む、住持は徒弟なき僧を撰んで紹介す、其子此僧を以て師と爲し、家を出で其寺に入る。

●選僧堂の教訓 ● 然れども、未だ剃髮して僧容となるを許さず、常に選僧堂といふに在て、字を習はせ、四書五經を教授し、佛經を熟讀せしむ。

年十五歳に及び、學業の上達する時は剃度を許す。選僧堂に在る間は常に其の才學を試み、愚にして學に熟せざるか、又僧とあるを欲せざる心ありと認むる時は、諭して直に其家に送り返す。

剃度 成業の徒弟、剃度の時は吉日を卜し、住持及び師僧を始め、寺中の僧侶等残らず本堂の佛前に班列し、誦經等の式を行ひ、新僧とある可き者を佛前に坐せしめ、頭髮を剃り、師僧法名を記したる單を佛前に捧げ、拜して其の法名を度牒に記入し、之れを新僧に付與し、始めて法衣、袈裟を着せしめ、世尊佛を拜せしむ、新僧の次に師僧を拜す、師僧即ち喝言を授け、『五戒三歸』等の佛戒を教ふ、新僧之れを受けて班列の衆僧を拜し、佛前を退き、選佛場に入る。師僧住持に非らざる時は、其の日向某を剃度する旨を住持に通す、許可を得て一山の僧侶へ通報するを例とす。右の式、了はりて一山の僧侶を招待して、祝悦の饗應を催す。新僧の實家よりは其の慶びとして袈裟、法衣或は反物、素麩等の品々を分は應下て師僧に贈る。選佛場に在ては座禪問答を爲し、佛經を研究す、其の年若き間は小沙彌と呼びて、僧と稱せず。

勤行 彼等が寺院に於ける日々の勤行は巡照と稱する役僧あり、毎夜木魚を敲き、『無常迅速一心念佛南無阿彌陀佛』と唱なへ、寺中を巡り、一更毎に本堂並に禪堂に懸けたる更版といふ板木を叩き、此の板木に記せる文を高聲に讀誦して、諸寮に觸れ。五更の更版を撃つ時、司鐘、司鼓、と稱する役僧、鐘樓、鼓樓に登り、鐘を撞き、鼓を打つ、之れと共に殿司と稱する役僧、佛前に燈火を點す、香華を供へ、清淨に掃除す。了て半鐘を撃つ、之れを聞き、首座以下寺中の僧侶。一同、本堂に參列し、誦經す。其内一人は木魚、一人は銅磬を打ち、年少の僧小磬、小鐺、太鼓を打つ。住持は提爐を持し、佛殿並に龍牌及び靈廟其他の諸佛へ拈香して、方丈に歸る。衆僧は黎明の頃、誦經を了り、各自の寮に入るあり。それより典座と稱する役僧、齋堂の魚板及び雲板を打つ、之れを飯梆といふ。住持始め首座以下の僧一同、引磬を打て之れに應下、速に齋堂に集り、坐位に就き、誦經して齋を喫し。了て各自其寮に入り、座禪するもあり、修學するもあり、又た托鉢に出づるもあり。午後四時頃に本

堂の半鐘を打てば、衆僧參集して誦經すること朝の勤行の如し。夜は一更に鐘樓、鼓樓の鐘、鼓を打ち、二更に更版を打つ、之れを聞て衆僧は座禪等を止め、隨意に休息す。托鉢に出づる僧の内に喝食といふ役僧ありて、其日貰ひ集めたる米錢、其他の品を取收め、歸寺の上之れを帳簿に記入することを掌る。托鉢に出でたる僧及び他用にて外出せる僧と雖も、其の本寺に於て大鐘を打ち鳴らす時は、急用又は非常の事ありと覺り、急いで歸寺するを例とす。

●**供養** 檀越より先祖の年忌、法會等に僧侶を招くには、施主自ら寺に至り頼むもあり、又使ひを遣て請ふもあり。供養の日數は三日乃至五七日間にて、施主の求に因る。又別に**焰口施餓鬼**、**水懺**等の法會を執行することあり。重立たる僧の來臨の時は、施主之れを門外に迎へ、敬禮して廳堂に請つ、茶を進めて後、家廟に案内す。僧は式に依り、靈前に於て拈香、誦經す。布施として、施主より一日に付、平僧には錢百文乃至百五十文、住持長老には銀十匁程を贈る、之れと**懺資**といふ。施主の貧富に依りて差等あり。

●**焰口施餓鬼** を執行するには、廣き地を撰び、新に佛座を設け、志す所の靈位を立て、燈と點つ、佛具を陳し、砂糖菓子及び時の菓物等を供へ、其の前に方二間高さ一間程の**焰口壇**を設け、正面に觀音菩薩の像を安置し、宗規の樂器を列し、香華を捧げ、點燈し、種々の供物を排列す。定式の供物は米一盆、饅頭七個、洒水一器あり。壇の向ふにも同様の壇を設く、之れを**毘盧壇**といふ。上壇に七佛の名號を記せる牌を立て、下壇に『**面然大士護法龍天**』の牌を立て、香華を捧げ、點燈、供物等前に同ト。但し定式の供物は陳せず。其側に凡そ半坪程にて、高さ三尺程の食臺を設け『**水陸一切男女孤魂等位**』と記せる牌を立つ、是れ無縁佛の靈位なり。香華、點燈、供物も亦前の如くにして、定式の供物には大器に飯を堆く盛り、大盤に洒水を湛へて供す。其の前に高さ一間、周圍九尺程の竹籠二個を山の形に拵へ、金銀の箔紙及び錢紙、冥衣紙等にて之れを張り、一個には**金銀山**、一個には**錢衣山**と記したる旗を立て、誦經の僧七名、**焰口壇**に登る。本位を**金剛上師**といひ、左位を**大扶座**といひ、右位を**副扶座**といふ。經衆は其の次ふ並び、何れも椅子に坐す。誦經中

らず、施主の依頼に従ふあり。
 孟蘭盆 七月の孟蘭盆に施餓鬼と執行する寺院もあり、毎寺とも之れを行ふといふの制規はあし。

臘八 又十二月八日を臘八と稱し、此月の朔日より八日曉まで、晝夜とも一山の僧、禪堂に於て座禪を爲す。八日には菓菜の粥を作り、之れを喫して檀越へも贈るを例とす。

朝廷の祈願所など定りたる寺院あり、朝廷に於て祈禱の事ある時は、勅詔にて其の寺院を定め、祈禱を執行せしむ、之れ稀有のことなり。

寺院より護摩札、祈禱札等を官民へ配付することあり。奇術は道家にては専ら之れを行へども、僧家にては此事會てあるあり。

遊方僧 出世を志す僧の遊方僧とて、諸國を廻歴し、智識を訪ひ、其の寺に掛錫して、座禪問答を修す。此の廻歴の間を行者といふ、修行進みて悟道を開く時は、其の隨身せる智識を師と仰ぎ、先師の事を受業師と稱す、行者の間は撫付けの有髪にして剃髪せず、名僧智識は多く此の行者より出づるといふ。

官人の參詣 官人、寺へ參詣の時は、豫め其の旨を達す、寺に於ては、其の官人の等級の高下に依り、住持並に役僧、山門まで出迎す。大官參詣の時は、禪堂に懸けたる客版と稱する板木を打ち、諸堂の門を開き、一山の諸僧出迎し、鐘樓の鐘を撞き、鼓樓の太鼓を打ち、或は樂を奏して佛殿へ請す。小官ある時は役僧の内にて適宜に出迎す、鐘鼓奏樂を要せず。官人拜佛畢れば知客と稱する役僧、案内して方丈に伴ひ、椅子を設け、住持對座す、知客は常に其の側に侍す、值座と稱する役僧、茶菓又は時の菓物等を侷め、饗應す。但し酒、煙草は禁す。歸る時之れを送る、亦迎ふる時の如し。客は必ず香金と稱し、其の分に應じて、香華料を留めて去るを例とす。

庶人參詣 するには、佛殿に禮拜して直に去るもあり、又客殿に於て暫時休憩して後に去るもあり、其の客に應じて值座の僧、茶菓を饗す。客若し住持に用事ある時は值座に取次を頼み、方丈に到り面談す。庶人にてても大家なる時は監寺知客等の僧侶送迎の禮あり。客の多少に限らず必ず香華料を差置く、或は線香、蠟燭等の物を捧ぐるもあり。

婦女參詣 して客殿に休息する時、僧侶は立寄るを禁ず、但し婦女の休息所は別に設けあり。若し茶など乞ふ時は十二三歳の小沙彌給使す、總て寺院に婦女の出入するは官禁なれども參詣までの事の苦しからず。後宮の婦女は寺院に詣づることを嚴禁す、天子の參詣に隨從するは此の限りにあらず。

新年 僧侶の官衙へ拜年の禮あるなし、但だ檀家へは任持年禮に赴くことあり、名代として役僧を遣はす時の『某山某禪寺祈某叩』と書せる帖を配送す。新年三ヶ日間僧侶在家に至るを禪る、懇意の在家へ僧侶の出入することは俗と異なることあり。歳暮には必ず檀家へ野菜、菓物、柏漬、砂糖漬の類を贈るを例とす。

住持の撰定 寺院に於て、後住を定むること、一山の役僧評議のうへ、一山の内に於て其の任に堪ゆべき僧を撰み、之れを其地の知縣へ伺い出づ、知縣然るべしと思へば伺ひの通りと指令す。若し一山の内に後住となる可き僧あらざる時は、他地方の寺院を探り、學徳ともに備ありたる智識三名を撰み、其の名前を知縣へ差出し、指揮を請ひたき旨を申出づ、知

縣の其の掛り員と協議の末、右撰出中の僧一名を指名して後住と爲す。又の官に於て、然る可しと認めたる僧別にある時は、其旨を役僧に達し、一山の評議にかけ、異存なきに於ては之れを後住とす。但し小寺に於て

後住を定むるは官に伺はず。後住の進山 には吉日を撰む、此日は首座以下の役僧、山門外へ出迎ひ、互に禮拜して寺内に入る。此時鐘樓の鐘を撞き、鼓樓の太鼓を打つ、暫時客出で、後住を諸堂に案内し、拈香禮拜の式畢はりて方丈に入り。暫時休憩の後、本堂の前に設けたる壇上に登り、桂杖を突き、拂子を持ち、椅子に坐す、侍者兩人左右に立ち、衆僧の拜を受く、此時一山の僧徒、銘々に法語を以て種々の事を質問す、住持逐一に示教す、僧徒は香を點して禮拜す。式畢て官廳へ出頭して、進寺の旨を届け、後檀家を巡廻し

て、扇子杯を贈り、入寺の披露を爲す。肉食妻帯 僧は一般に妻帯肉食は嚴禁なり、唯り應付僧とて妻帯にあらざるも、肉食の僧にて、市中に居住し、在家の依頼を受けて、法會、回向等を執行する者あり。應付僧とは古き名稱なるが、如何なる意義にて

名づけしものにや、考ふるに由あり。律宗及び天台宗、律宗の甚だ稀れあり。天台宗は天台山、支那全國に一山のみ。律宗の重きに祈禱を修し、常に綿服を着し、袈裟にも鼠色の木綿を用ふ、食事に他の器皿なく、鉄鉢に飯菜を盛り、匙にて喫す。天台宗の法式、行事等は禪宗に異なることなし。寺院には僧、道兩有するものなく、寺院といへば必ず僧侶のみ住するものに限る。

寺院内に茶店等の設けはあれども、狂言、芝居、輕業、角力等のもの、決して之れなく、是れ等のもの、總て神社の境内に於て興行することなり。道家の皆有髮にて、頭に道冠を戴き、身に禪家の如き綿服の法衣を着し、密法を修し、祈禱を専らとす。此内大上老君の法を修するもの、則ち張天師の類なり、是れを正一道士といふ。其の外、雜部修行の分ちあり、肉食妻帯して市中に住す、是れを火居道士と稱す、業作に至ては異なるなし。

僧道の違法 僧道、法を犯す者ある時、輕きハ寺法、道法に照して、一山の住持其罪を正し、重きハ官に訴へて知府、知縣の裁斷に任す。住持、和向と雖も脱かるゝことを得ず。僧も道も皆ハ禮部に隸し、其の支配を受く、禮部に僧道官、僧録司、道録司等の官ありて専ら其事を司る。護符 僧家に護符のことあり、其の之れあるは道家のみ。道家の本尊を三清上帝といふ、如何の神なるやを知らず。道家は或は山に住し、或は市に居る、俱ハ一定の規則あり。其の社壇の排置、裝飾の結構、僧家と異ならず、道家も亦深山に入り道を修し、諸國を遍歴して多く艱苦を経る等のことありといふ。檀越 且那の稱ハ近く唱ふるものあるを聽かず、多くは檀越と稱するなり。

○支那の俳優

支那人は演戲を總稱して戲といふ。而して混戲といふは勇壯活潑なる演

戲にして、京戲といふは優美温雅ある藝なり。前に示すは京戲に於ける舞妓の圖なり。

○冒險の一少年遂に天津に達す

大坂にて壯士たりし原田藤一郎氏は大に悟る所やありけん、去二月中、漂然上海に來り。居ること未だ一月ならずして、三月中旬、日本服のまま内地に入り、賊匪出沒、尤も旅行に困難なりといふ山東省を横ぎり、天津に向ひたり。素より言語通せず、又漢學の修業も深からざれば、筆談も覺束あし、其後三個月餘、一片の音信だに無かりければ、知友皆同氏の安否を氣遣ひ居りしに、此程幾多の艱酸を嘗めて、遂に天津に着したりと。蓋し該地方を旅行したる日本人は、是れまで少なからざりしも、皆まづ言語に熟し、風俗に慣れ、而後、辨髮清服にて入込む事あるに、氏の如き冒險者は稀れありしなり。

支那漫遊實記終

明治廿五年十二月二十日印刷

明治廿五年十二月廿一日出版

正價金拾錢

編輯兼 大橋新太郎
發行者 日本橋區本町三丁目八番地

印刷者 杉原辨次郎

京橋區元敷寄屋町四丁目
貳番地 杉原活版所

版權
所有

東京日本橋區本町三丁目

發兌書林 博文館

樞密顧問官副島種臣伯序文 南洋探檢者鈴木經勳君著

南洋探檢實記

全一冊三百五十頁
洋裝石版彩色書入
正價金二拾四錢
郵便税 六錢

著者明治十七年外務省の命を奉し、慨然筆を載せて船艦に搭じ、異俗を天荒萬里の外に探り、利産を海雲低迷の裏に探る、遠征歌を唱ふるも前後七回實に南洋航海の濫觴とす、當時患苦困難、膽を張り腸を練り、風鞭打浪奮ふて皇國に效んごするの狀、活如躍如、其土には黄金を藏し煤灰含み天には燭圖を開きて山海美に、フイキガ草野、荒波寄するヒロの磯邊、晚烟罩れるマウナの麓、椰子葉參差たるアビヤの孤村、ブライトンの明月セントキルダの金波、凡て地理物産風俗等に関するものは皆一國殖産經濟の精神的眼孔より、扶爬觀察し來り、詳細確實網羅列舉通篇三卷合して一部とす加ふるに挿畫を以てし、讀者をして、實境を睹るか如きの感あらしむ、豈世の孤劍飄然短日月の經過より、觀取したる浮陋杜撰なる日記の比にあらむや、今や南洋は世界中世産力最一の新世界と化し、暗黒の幕を開き、莽りに我海門を叩けり、苟くも經濟に志し商業の關係殖民上の利害を知らんとするものは、早く本書を繕け

衆議院議長 星亨君序文
衆議院議員 立川雲平君跋
衆議院議員 河野廣中君
衆議院議員 安田勳君
法學士三宅恒徳君校閱 竹澤太一
衆議院議員 福田顯四郎
衆議院議員 中村政通
三君合著

墨西哥探檢實記

全一冊洋裝美本
石版 密圖 挿入
正價金二拾五錢
郵便税 六錢

南洋の樂土北海の遺利世人既に之を聞に慣るの今日に於て前途多望なる天府と吾人に紹介するもの本書にあらすして何ぞや本書の著者が墨國に遊び同國の形勢を洞覽し民情を視察し制度文物農工商業等凡て殖民的眼孔より觀察したる者の細大漏さず加ふるに精密正確あらしめんか爲に泰西探檢家の原書を參考とす苟くも丈夫の偉勳を建て雄圖を懷き遠畧を務むるもの本書を讀まば通商拓地の經綸を得べき也本書は墨國移住の奨勵策として見るべきのみならず併せて三百有餘年中將に絶たんとする日墨間の貿易を再興するに於て著者最も務めたり

米國シカゴ商業アツカウナンタント 深野藤藏君著

1104

米國商家實見録

全一冊洋裝美本
紙數三百七十頁
正價金三十拾錢
郵税金六錢

本書

目次

●緒言●商界概観●卸商家●小賣店●信用組織篇(一)信用制度の成立(二)流通証券(三)帳簿及勘定(四)資産明示狀(五)銀行(六)手形交換所(七)信用調査所(八)證券辨理所

新たに國を西半球に始めて、未だ百年を過ぎず、而かも其の繁榮富強は年々に歩を進め、駭々乎として旭日の東天に昇るが如きものを北米合衆國と爲す、方今宇内の各國、森羅星列、其數十百管ならずと雖ども、人皆一意實業の振起に力め、鬭争を避け、侵略を圖らず、唯だ平和に勤勉努力して富實を増殖せんと欲するの美風は、米國に於て始めて之を見る其の年々富強の度を進めて、今や世界に雄視するもの豈故なしとせんや、其俗須らく學ばざる可らず、本書は著者久しく米國に留り、細かに其國商家の日常營業の實況を視察し、其の致富の原因を究めて之を詳述したるもの、實業に由て身を立て家を起さんと欲する者には、無比の好師友なり、

雄峯 高橋光威君譯述

最近五
十年間

米國繁昌記

全二冊洋裝美本
紙數六百頁
正價金一冊拾八錢
郵税金一冊四錢

米國は從來世界一大可驚物あり殊に最近五十年間に於ける其都府の繁盛人口の増加農業製造商業教育文學等有形無形の進歩の他に其例を見ざる所にして人民の面貌に平和幸福の瑞相を充すが如きは儘に舊世界の曾て閱せざる所とす事實既に驚くべく喜ぶべし而して之を寫すに滔々潺湲流暢にして聲色あるの文を以てす故に此書を繙く者の心情覺へず奮然として昂り平和の天使東方の巨人に接して米國進歩の活劇を聴取するの感あ

らん

1104

國會新聞記者野崎左文君著

東海
東山

漫遊案内

避暑
の志
るべ

全一冊新形洋装
三百五十頁美本
正價金二十拾五錢
郵便稅六錢

(石版密圖數葉入)

此書は著者が幾多の時日を費やして普く東京近縣の名所舊跡又は温泉海水浴場等百餘ヶ所を跋渉し其の實踐に係る地理風土を始めとして東京其他各地よりの里程、瀧車賃、人力車賃及び旅店宿泊料、坐敷料、温泉入浴料等に至るまで専ら正確なるものを載せ山海の眺望土地の景況を説くに方りては讀むべきは讀め譏るべきは譏り勉めて其實を寫すを旨とし之に添ふるに各地實景の密畫を以てし且卷末には瀧車瀧船の發着時間表をも添附したれば此一冊子は宛も活きたる案内者に異ならず而して世間普通の名所記の如く其の土地のみを稱揚して徒らに虚飾の文字を弄するものとは月鑑の差あり請ふ避暑漫遊に志ある人々は此の完全なる案内記を購讀し以て奇を尋ひ勝を探るの乘に代へ玉はんとな

板垣退助公。勝 安芳公。中江篤介君題辭

世界旅行者

植木枝盛君。島田三郎君。栗原亮一君

序文 依光方成君著述

徳富猪一郎君。小林樟雄君。辻 治之君

三拾圓 世界周遊實記

全一冊 洋裝美本
正價 金二十五錢
郵便稅 四錢

巨萬の金を散じ多數の伴侶を具して世界の周遊を成せるものは之れ皮想の觀察者にして眞の周遊者なりとは云ふ可からず一毫の旅費を消せず一人の伴侶を具せず單身獨歩無錢にしてよく七大州を跋渉せるの我が依光君の如き世間果して其類あるか此書は氏が僅々三圓五十錢の旅費を懐にして世界周遊の途に上り前後五年の星霜を経て遂ひに全周の大目的を達したる始末を同氏自身に筆記したるものにして一讀すれば頑夫も廉に懦夫も志を立つるの快談奇話巻中に滿ち々々たり世の大隅萬里の志ある人乞ふ一本を購ふて長夜の友となせ其益する所無根の豔本淫史を讀むに百倍せ

三木愛花仙史校閱 風月散史著

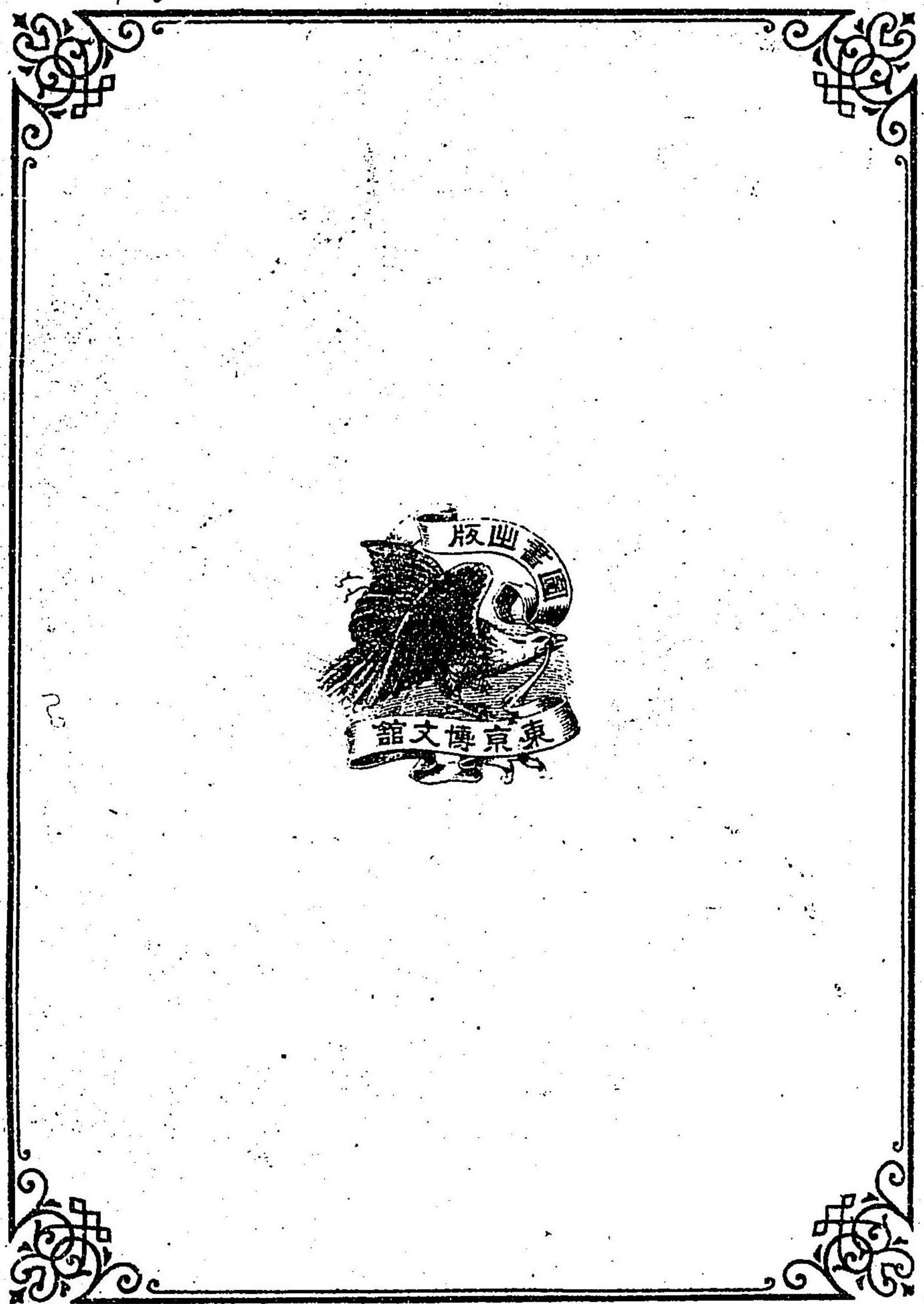
新編 東京獨案内

附錄 東京新繁昌記 全一冊 洋裝美本 紙正 數三百五十頁 郵便 價金二拾五錢 稅二錢五厘

次目書本

- (上編) ●緒言、東京の概景 ●地勢概説 ●名所舊跡神社 ●佛閣官省會社等の案内數百項 ●市區改正の事 ●(中編) ●公園地の位置 ●四季 ●名物品 ●興行場の案内 ●角力 ●芝居 ●能狂言 ●寄席 ●見世物場 ●綠日 ●市場の所在 ●魚市 ●青物市 ●古着市 ●夜店 ●年の市 ●雜市及幟市 ●遊里在所 ●觀工場案内 ●鐵道の案内 ●鐵道馬車の案内 ●銀行案内 ●會社案内 ●新聞社案内 ●溫泉案内 ●飲食店 ●料理店 ●支度店 ●西洋料理店 ●外數項 ●諸物品買入案内 ●砂糖 ●饅頭 ●舶來品食物 ●吳服太物店 ●洋服店 ●書肆 ●小間物店 ●外數項 ●新川酒問屋 ●木場材木問屋 ●諸藝人 ●能役者 ●狂言師 ●力士 ●狂言作者 ●講釋師 ●落語家 ●義太夫 ●雜藝 ●俳優 ●渡舟場 ●丘坂 ●河渠 ●橋梁 ●府下町村名 ●華族一覽 ●有名家一覽 ●書畫詩文 ●代言人 ●新聞記者 ●官吏 ●公私學校 ●東京より各府縣に至る里程 ●諸商人の普通符牒 ●吳服太物 ●荒物 ●木綿 ●米 ●古着 ●材木 ●酒 ●書籍 ●紙 ●小間物 ●藥種 ●陶物 ●煙草 ●葉茶 ●魚 ●寄物 ●藝妓 ●(下編) ●茶屋女 ●商館 ●うなぎ ●せう ●米穀 ●本拳 ●人力車 ●鐵道時間貸錢の表 ●(下編) ●橋停車場 ●總説 ●田舎人東京見物 ●留學生の送別 ●老婆本門寺詣 ●琴平綠日 ●總説 ●牛 ●肉店 ●玩弄店 ●興行物 ●角力 ●演劇 ●寄席 ●淺草の觀音 ●花屋敷 ●新開地 ●寫眞 ●西市 ●歲市 ●櫻花付 ●花菖蒲 ●遷堤 ●小金井 ●堀切 ●花柳地 ●柳橋 ●新橋 ●吉原 ●洲崎 ●品川 ●泉岳寺 ●兩國川開

10



版出書國

館文博京東